

平成 29 年 10 月 18 日

各報道機関 様

河内長野市長 島田 智明

本市職員が市民の現金を着服した事案に係る懲戒処分について

1. 被処分者

氏 名：松井 欣一（まつい きんいち）

性 別：男性

年 齢：58 歳（昭和 34 年 1 月生）

役 職：総合政策部理事（事務職員）

担当期間：平成 17 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ※

※税務課所属期間

2. 処分内容

懲戒免職：平成 29 年 10 月 18 日付け

3. 非違行為の概要

当時税務課長であった松井は、市民である A さんの相談に応じて市の権限外の相続税の申告書を作成し、納税のため約 800 万円を平成 27 年 2 月・5 月に現金で預かった。しかし、松井は預かった現金を着服し自己の借金の返済に費消したことが明らかになったため、平成 29 年 10 月 18 日付けで懲戒免職したもの

4. 詳細

- ①松井は、市の権限外である相続税の申告に関して、A さんから相談を受け、A さんの「子が大部分を相続」する意向に沿った申告書を作成し、納税資金約 800 万円を平成 27 年 2 月・5 月に現金で預かった。しかし、申告書を税務署へ提出せず、預かった現金を着服し自己の借金の返済に費消した。A さんには平成 27 年 6 月ごろ偽造した申告書の控えを渡していた。
- ②A さんに対し平成 28 年 7 月に税務署から「相続税の申告等についての御案内」の通知があった。松井は A さんから連絡を受け、配偶者である A さんの相続分を多くした虚偽の申告書を平成 28 年 8 月に税務署へ提出し、本税ほか計約 48 万円を松井が納付した。

- ③ Aさんは平成 29 年 7 月に、税務署との話の中で、税務署には平成 28 年 8 月の虚偽の申告書のみが提出されており、松井に預けた現金も納付されていなかったことに気づき、松井に問い合わせた。
- ④ 松井は A さんにすべてを告白し、退職金で返済すると伝えた。松井は平成 29 年 7 月 24 日に退職届を市に提出し、8 月末日に退職予定であったが、8 月 30 日に市に対して経緯を告白した。
- ⑤ 市としては退職を留保し、平成 29 年 9 月 1 日付で総合政策部理事としたうえで、事実確認を行ってきた。
- ⑥ 市の調査に対して、松井は住宅ローンやカードローンなどの借金があった。返済に追われているなか、現金を目の前にして着服してしまったと事実を認めたことから、処分を行ったものである。

## 5. 今後の再発防止策

- (1) 公務員倫理・服務規律の徹底
- (2) 風通しの良い職場づくり
- (3) 適正な人事管理による組織の活性化
- (4) 業務遂行におけるチェック機能の強化

## 6. 市長コメント

今般このような市民の方への損害を与えるという事案が発生しましたことに対して、被害を受けられた方及び市民の皆様には、心から深くお詫び申し上げます。

本市では現在、全庁挙げて、市民の信頼回復のために、コンプライアンスの徹底に取り組んでいるなかでの不祥事であり、痛恨の極みです。

今後は、コンプライアンスの取組みをさらに強化し、市民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

お問い合わせ 人事課 電話 0 7 2 1 - 5 3 - 1 1 1 1
---------------------------------------